

## 医療費返還によくあるQ&A

Q. 旭川市から医療費返還の通知が届いた。返還する必要があるのか？

A. 旭川市外への転出、勤務先や家族の健康保険に加入などすると、他市町村への転入日や加入した健康保険の資格取得日（認定日）から旭川市国民健康保険（以下、「旭川市国保」といいます。）の資格を喪失します。

旭川市国保の資格喪失日以降に旭川市国保で医療機関等を受診した場合には、本来受診日時点で加入している健康保険（以下、「受診時の健康保険」といいます。）が負担すべき医療費（7割～9割）を、旭川市国保が医療機関に支払っていることから、旭川市国保への医療費の返還をしていただきます。

Q. 医療助成を受けているため、病院や薬局では医療費を自己負担していないが旭川市に医療費を返還するのか？

A. 原則的に病院や薬局への医療費は、旭川市国保が7割、自己負担が3割となります（年齢・所得等によって、旭川市国保の負担割合が7～9割になる場合があります）。

そのため、子ども医療費助成・ひとり親家庭等医療費助成・重度心身障害者医療費助成などの医療助成により自己負担がない方でも、旭川市国保が負担している医療費（7割～9割）があることから、医療費を返還していただきます。

Q. どの病院・薬局を受診した時の医療費を返還するのか詳しく教えて欲しい。

A. 返還する医療費の詳しい内容につきましては、お電話等で担当まで御連絡いただきましたら、説明または文書にて詳細を送付いたします。

Q. どのように旭川市に医療費を返還すればよいのか。

A. 同封されている納付書にて返還できます。道内の方は納付書の右端に取扱い可能な金融機関等が記載されていますので、そちらで納付してください。また、道外の方は郵便局の払込用紙となっていますので、最寄りの郵便局で納付してください。

なお、納付に関して手数料は発生しません。

Q. 旭川市に医療費を返還しなかった場合はどうなるのか。

A. 今後も返還がない場合は、延滞金の発生や旭川市において財産の差押え等の法的手続きを行う可能性がありますので、御留意ください。

Q. 旭川市に医療費を返還したら、受診時の健康保険から医療費が戻ってくるのか。

A. 受診時の健康保険に対して、ご自身で療養費支給申請することで医療費が戻ってきます。ただし、受診日から2年間を経過すると時効が完成し、申請することができません。なお、申請方法等は受診時の健康保険に直接ご確認ください。

Q. 受診日から2年を経過している場合は、医療費は戻ってこないのか。

A. 原則的には、時効が完成しているため、受診時の健康保険から医療費は戻ってきません。詳しいことは受診時の健康保険に直接ご確認ください。

Q. 生活が苦しいため、医療費を返還することができない。

A. 御相談に応じますので、担当者まで御連絡ください。なお、受診日から2年を経過していない場合は、「保険者間調整」という方法で、旭川市への返還金を精算できる場合があります（受診時の健康保険によっては適用できない場合もありますので、担当者まで確認願います）。

Q. 「保険者間調整」とは、どのような制度なのか。

A. 受診時の健康保険に支給申請することができる療養費等を旭川市が代理申請・代理受領し、返還金債権に充て精算する制度になります。旭川市へ医療費の返還を伴わないことから、利用される方が増えています。ただし、返還金を全て精算できない場合は、改めて不足額を返還請求します。

Q. 「保険者間調整」を利用して返還金を精算したい。

A. 旭川市国保で受診時の健康保険に対して、保険者間調整の可否を確認しますので、まずは担当者まで御連絡ください。保険者間調整が可能な場合は、申請に必要な書類を送付しますので、記入後に返送願います。

(担当)

旭川市国民健康保険課国保給付係

電話 0166-25-6247